



清流

平成26年12月
静岡市第5支部
共同実施日より
第35号

寒さがどんどん増してきて、ずいぶんと冷え込むようになってきました。しかし、夜になるときらびやかに光るクリスマスのイルミネーションが、いろんな場所で私たちの目を楽しませてくれますね。



県職員の給与改正について

10月号で、県の人事委員会勧告の概要をお伝えしましたが、県議会12月定例会で勧告通りの給与改正が議決される予定です。主な改正点は以下のとおりです。

【本年の主な内容】

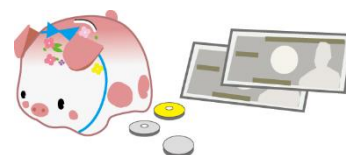
(1) 給料表関係（平成26年4月1日から適用）

- ① 給料月額引き上げ（若年層を重点に改定）
平均0.3%増
- ② 給料月額に一定の率を乗じる「給料の特例措置」の乗じる率を引き上げ
100分の100.76 ⇒ 100分の100.87

給料月額・ボーナスの
引き上げは7年ぶり♪
(^▽^)

(2) 地域手当（平成26年4月1日から適用）

県内一律 3% ⇒ 3.4%



(3) 期末勤勉手当（平成26年12月1日から適用）

勤勉手当について0.15月引き上げ（期末手当と合わせて年間3.95月 ⇒ 4.10月）

	手 当	6月期		12月期		年 間	
		支 給 率	現行との差	支 給 率	現行との差	支 給 率	現行との差
現行	期末手当	1.225月		1.375月		3.95月	
	勤勉手当	0.675月		0.675月			
26年度	期末手当	1.225月	(改定なし)	1.375月	(改定なし)	4.10月	0.15月増
	勤勉手当	0.675月	(改定なし)	0.825月	0.15月増		
27年度以降	期末手当	1.225月	(改定なし)	1.375月	(改定なし)	4.10月	0.15月増
	勤勉手当	0.75月	0.075月増	0.75月	0.075月増		

(4) 差額の支給

上記(1)と(2)の26年4月に遡った差額9ヶ月分と(3)の差額の合計額が、給与の第1口座と第2口座のいずれかに振り込まれます。

差額支給日は…
12月25日（木）

※※※ 裏面もあります! ※※※

ボランティア休暇の改正について

「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」が一部改正され、特別休暇の一種である“ボランティア休暇”が以下のとおり改正されました。

改正の概要

- (1) 対象となる活動に「地域における子どもの健全育成を図る活動」を追加
- (2) 時間単位での取得が可能

効果

「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、職員が次世代育成推進に係る意識を持ち、職員の地域における各種子育て支援活動への参加促進を図ることが可能となる。

新旧対照表

	改正前	改正後
対象	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行なう場合 (専ら親族に対する支援となる活動を除く。)	(変更なし)
	ア 被災地等における支援活動 (地震、暴風雨、噴火等) イ 障害者支援施設、特別養護老人ホーム等における活動 ウ 障害、負傷、疾病等の者の介護、日常生活の支援活動 エ 環境保全、文化、スポーツの振興事業に対する奉仕活動(国、地方公共団体が行うもの) (追加) オ <u>地域における子どもの健全育成を図る活動</u>	
単位	5日以内の期間 取得単位：日	5日以内の期間 取得単位：日又は時間

《具体例》

- ・子どもの防犯パトロール(自治会等)
- ・学校支援ボランティア活動(教育活動、環境整備等)
- ・児童館、子育て支援センター等での活動支援 …等

※ 自らの子を対象とする活動(PTAの役員又は会員として行うPTA活動、放課後児童クラブの運営補助・行事参加…等)は、これまでどおり「家族休暇」となります。



施行期日

平成26年12月9日